

令和6年度第4回花巻市男女共同参画審議会会議録

日 時 令和6年10月3日(木) 午前10時00分～午前11時30分

場 所 花巻市役所本館3階 302・303会議室

出席者 委員出席者 9名 高橋 秀憲(会長・富士大学名誉教授)、早野 こずえ(副会長・いわて男女共同参画サポーター)、竹内 恭子(花巻警察署)、高橋 英明(花巻商工会議所)、八木 稔和(花巻市校長会)、平賀 朋枝(花巻市社会福祉協議会)、草木 幸子(花巻市民生委員児童委員協議会)、晴山 淳子(花巻市地域婦人団体協議会)、渡邊 ひとみ(公募)

市側出席者 6名 阿部 晋(地域振興部長)、坊澤 尚行(地域づくり課長)、大竹 誠治(地域づくり課長補佐)、藤村 真由美(地域づくり課市民協働係長)、富松 大地(地域づくり課市民協働係主査)、紺野 優加(地域づくり課市民協働係主査)

傍聴者 なし

次 第 1 開 会

2 あいさつ

3 審議

(1) 花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について

4 その他

5 閉 会

1 開会 (開会 午前10時00分)

藤村市民協働係長 本日はお忙しいところご出席くださいまして誠にありがとうございます。それでは、ただいまより、花巻市男女共同参画審議会を開会いたします。
初めに、高橋会長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

高橋会長 おはようございます。最近では野党の代表や与党の総裁の選挙があり、女性も登場するということはありましたが、内閣成立後すぐに解散総選挙があるということで、まだ熱気が続きそうです。気候的には朝晩涼しくなっております。

最近のLGBT関係、あるいはパートナーシップ関係のニュースとしては、京都大学の附属病院でパートナー同士での生体腎移植が行われたというお話がありました。その一方で、不動産業界の方で、一部でしょうけれども、LGBTの方の入居をお断りするという表示があったということでもめているところもあるようです。いろいろ考えさせられるところがあるわけですが、今回のテーマがそういったことにも関連する内容でございますので、皆様の忌憚のないご意見等を拝聴できたらと考えております。簡単ですけれども挨拶といたします。

藤村市民協働係長 ありがとうございます。それでは早速議事に入ります。花巻市男女共同参画推進条例第15条第2項により、ここからは会長に進行をお願いいたします。

3 審議

花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について

高橋会長

本日は花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について、事務局より7月の審議会で説明のあった条例、規則案について、市内部での検討による変更があるとのことですので、その内容と制度の周知のために作成したガイドブックの案について説明を受けた後、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。それでは、事務局よりご説明をお願いいたします

坊澤地域づくり課長

地域づくり課の坊澤と申します。私の方から説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は7月10日に開催いたしました第2回審議会でお示ししておりました条例、規則の案から変更した点につきましてご説明をいたします。また、制度につきまして事業者や市民の皆様にも周知するためのガイドブックの案も作成いたしましたので、そちらにつきましてもご意見を頂戴したいと思っております。

まず初めに、7月10日の審議会でご説明した内容につきまして、振り返りの意味も込めまして改めて簡単にご説明をしたいと思います。

当市では、同性カップルの法律婚が認められていない現状において、性的少数者の方々が感じる生きづらさを少しでも解消するために、令和4年6月議会以降、同性カップルの関係性を自治体が認めるパートナーシップ制度の導入の検討を進めてまいりました。このことにつきましては、これまで当審議会におきましても繰り返しご説明をしてきたところでございます。

制度の導入の検討を進める中では、本審議会でご意見を伺ってきたほか、先例自治体の視察や性的少数者の方々を支援する団体からご意見を伺ってまいりました。その際には、「日常生活では当事者の家族も含めて悩みや困りごとが多いことから、親や子も含めて家族として協力し合う関係であると認めるファミリーシップも必要である。」「いわゆる事実婚も対象として含めた方がいい。」といったお話もいただいており、こうしたご意見を受けまして、当市といたしましては同性のカップルだけではなく、その親や子も含めたファミリーシップ制度、いわゆる事実婚の方々も対象とした制度としたいと考え、条例素案を作成し、市民参画の方法としてパブリックコメントの実施、地域自治推進委員会、地域協議会からの意見聴取を実施し、意見を伺ってまいりました。

パブリックコメントにつきましては、5月22日から6月20日までの30日間、地域づくり課、総務課、各総合支所地域振興課の窓口のほか、各振興センターや市立図書館などの施設へ資料を配置し、市のホームページでも公表したところ、結果として249件の閲覧があり、11名の方から54件のご意見を頂戴したところでございます。

5月20日、21日には地域自治推進委員会、地域協議会での意見聴取も行っており、合計で20件のご意見をいただいております。

さらに、市民参画として実施したものではありませんが、5月15日には議員説明会を開催し、13件のご意見をいただいております。

いただいたご意見につきましては、市ホームページで公表しておりますので、この場での詳細な説明は割愛をさせていただきますが、いただいたご意見を検討した上で、制度の内容の変更は考えていないところでございます。

ご意見の中には、制度の周知に関してもいただいております。市として当事者の方々が

安心して制度を利用するためには、例えば、市役所窓口で意図せずアウトティングされるといったことがないよう、周知の徹底を図る必要があると考えました。このことから、条例制定後に周知期間を設けた上で施行したいと考えている旨を本審議会でお伝えし、ご理解を賜ったところであります。

また、第2回審議会では岩手県が提唱するパートナーシップ制度導入自治体間の連携につきまして、当事者の方々の利便性を広げることに繋がるものでありますことから、花巻市としても連携を行うこととした旨をご説明申し上げたところでございます。

それでは、ここからは本日の資料に基づきまして、条例、規則案の変更点についてご説明いたします。資料はNo. 2、No. 3になります。

先ほど申し上げました7月10日の審議会でご説明した内容からの大きな変更点は二つございます。

一つ目は岩手県が提唱する自治体間連携に関する条文を追記したことになります。この点につきましては7月10日に開催した審議会の場でも、自治体間連携に加入することを検討する旨をご説明しておりましたが、岩手県内の自治体間連携について、改めてご説明いたします。岩手県内のパートナーシップ制度を導入している市町村間で連携して、パートナーシップの宣誓をした方が転出する場合、転出先がパートナーシップ制度を導入し連携に参加している市町村であれば、「転出元自治体へのパートナーシップ宣誓受領証等の返還」「転入先自治体における再度の宣誓手続き」「戸籍抄本等独身証明書の提出」を省略することができるようになります。現在、岩手県内では10市町がパートナーシップ制度を導入しておりますが、その全ての自治体が自治体間連携を行っております。

具体的な条文は、資料No. 2の条例第16条、資料No. 3の規則第15条に記載のとおりとなっております。この条文によりまして、県内の制度導入自治体で宣誓を行った方が、花巻市に転入してきた場合、花巻市で宣誓をした方と同様に、受領証と受領証カードを交付することになります。また、当市の条文では「相互連携を図る自治体」という文言を使っており、現時点では岩手県内の自治体との連携を想定しているところでございますが、将来的に県外の自治体と連携する必要が生じた場合でも対応できるものとなっております。

次に修正点の二つ目といたしまして、条例第13条の記載事項変更の項目として通称に関する内容を追加いたしました。

条例第8条では、通称の使用について規定しておりますが、ここで規定しているのは宣誓時点で通称の使用を希望する場合についてのみであったことから、宣誓をした後に通称の使用を希望する場合や、使用していた通称を変更したい場合もあると考えまして、記載事項変更の項目に追加をいたしました。

条文の主な変更点といたしましては以上の2点となりますが、他にも内容に影響しない範囲において、文言の整理を行っており、資料No. 2、資料No. 3では修正箇所を赤字で表示しておりますのでご確認をお願いいたします。

なお、この条文につきましては、今後、条文の表記について市役所の内部組織であります例規審査委員会にて審査を受けることとなります。そのため、文言等について軽微な変更が生じる可能性がございます。

また、本日は資料No. 4、No. 5として、様式集と記載例も添付してございます。こちらにつきましては条例、規則に規定している様式をまとめたものとなっております。時間の都合上、様式一つ一つの説明は割愛させていただきますが、後ほどご確認をいただければと思っております。

続きまして、資料No. 6のガイドブックについて説明をいたします。このガイドブックにつきましては、今後、事業者や市民の皆様へに制度を周知する際に使用するため

に作成した案となります。パートナーシップ制度に関する条例につきましては、当初は9月議会への上程を目指しておりましたが、市民参画の方法の一つとして行いましたパブリックコメントにおきまして、「制度を安心して利用できるよう、関連する行政手続きを行う場合に、職員の理解や意識が低いことにより窓口において二次被害が起こらないようにしてもらいたい。」とのご意見をいただきました。こういった点を踏まえまして、議案の上程を12月とし、職員の研修も議会前に実施することとしております。また、12月議会での議決が得られた際には、施行を令和7年4月としておりますので、市民の皆様にも制度の趣旨をご理解いただくため、ホームページなどにより周知を行ってまいりたいと考えております。

このガイドブックは、制度の利用を望む当事者の方々はもちろん、市民の皆様や市職員への説明に使用することを想定しているものとなっております。

それではガイドブックにつきましてご説明いたします。まず、このガイドブックは「Ⅰ はじめに」、「Ⅱ 制度を利用するに当たって」、「Ⅲ 利用できるサービス」、「Ⅳ 参考」の大きく四つの項目に分けて作成いたしました。

「Ⅰ はじめに」では、花巻市で制度の導入を進めるに至った経緯などについて記載し、パートナーシップ・ファミリーシップ制度そのものの説明や用語解説、アウトティングについての注意事項を記載したところです。各ページではイラストを掲載して、より分かりやすく伝えようと考えたところがございます。

次に、「Ⅱ 制度を利用するに当たって」になります。こちらでは制度を利用できる方の要件や手続きの流れ、各手続きに必要な書類等について記載してございます。7ページに記載の手続きの流れについて、例えば、宣誓希望日の10日前までに必要書類の提出を求めるなど、条例、規則に定めのないものもありますが、これらにつきましては他の自治体の事例も参考にしながら、スムーズに事務手続きを進めるために設定したものとなっております。手続きに必要な書類の中には、条例で定める様式についても記載しておりますが、様式については資料 No. 4 に様式集としてまとめておりますので、そちらでご確認ください。

10ページの「7 交付書類」では宣誓をした方に交付する受領証や受領証カードについて記載しております。いずれも宣誓者それぞれに1枚ずつ交付することとしており、お渡しする方のお名前が左側に、その方のパートナーのお名前が右側にくるように作成しようと考えております。この考えにつきましては、昨年度に先例自治体の視察を行った際、婚姻届などでは男性の欄が左、女性の欄が右となっておりますが、本制度では同性のカップルなどが利用することから、男性、女性ということを連想させないために、宣誓者それぞれに対し本人の氏名を左側に記載した受領証を交付することとしているというお話を伺いまして、当市といたしましてもその考えで進めてまいろうと考えたものでございます。

15ページには自治体間連携について記載しておりますが、本条例案について12月議会でも可決された場合には、施行前の1月から3月の間にも本ガイドブックを使用し周知を進めたいと考えておりますことから、連携する自治体については令和7年4月1日時点の予定として記載しております。当市での制度の導入後に、新たに制度を導入した自治体との連携が追加となる可能性もありますが、最新の状況については、市のホームページで紹介することとし、ガイドブックには市ホームページの二次元コードを記載したいと考えております。

続いて16ページからはQ&Aを記載しておりますが、こちらについては他市のガイドブックも参考にしながら、想定される質問について記載したものといたします。

次に23ページになります。「Ⅲ 利用できるサービス」といたしまして、利用可能な市の行政サービスをまとめたものを記載しております。こちらにつきましては、各担当課にパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入した際に提供可能なサービ

スがあるか照会をかけて報告のあったものになります。照会の際には、令和7年4月1日の運用開始時点から適用できるものとしておりましたことから、今後提供可能なサービスが増える可能性があります。この一覧は市のホームページにも別途掲載する予定としておりますので、提供できるサービスが増えた際には、ホームページを更新する形でお知らせすることとなります。

また、市が提供できるサービスのほかに、岩手県が提供するサービス、民間事業者のサービスについても記載しております。民間事業者が提供するサービスの一部については、岩手県が取りまとめ、県のホームページで紹介しております。県のサービスや民間事業者のサービスについては、県のホームページで最新の情報を確認できるよう、県のホームページの二次元コードを掲載したいと考えております。

27ページの「IV 参考」では、各種相談窓口として男女共同参画に関する全般的な相談窓口とDVに関する相談窓口を掲載しております。本制度を利用しようとする方の中には、性別や性的指向について悩まれている方もいらっしゃると思われまことから、制度の内容に関するものではありませんが参考といたしまして、相談窓口を掲載したところでございます。

最後に、28ページ以降には条例、規則の条文を掲載しております。

ガイドブックに関する説明は以上となります。後ほど内容や表現等についてのご意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に今後のスケジュールにつきましてご説明いたします。資料 No. 1 をご覧ください。先ほどご説明しましたとおり、当初は9月議会への上程を予定しておりましたが、市民の皆様や事業者の方々へ周知する期間を設けるため、議会への上程を12月とし、制度の運用開始を来年の4月としたいと考えております。今後のスケジュールとしては、10月から11月にかけて、多様な性の理解促進のための職員研修を実施いたします。この研修では、性の多様性に関する基本的な内容からパートナーシップ制度の概要について、講師の方のご講演を事前に録画したものを職員が自席で視聴する形での研修としております。このことから、より多くの職員が受講できるものと期待しているところでございます。

なお、資料には記載してございませんが、10月下旬には議員説明会を開催いたしまして、条例、規則の条文やガイドブックの中身についてご説明をしたいと考え、日程の調整を行っているところでございます。

11月には庁内組織であります例規審査委員会などの場におきまして、条文の構成や法令用語について確認する予定としております。

また、11月中旬には女性団体ネットワークの会と共催する「市民のつどい」におきまして、パートナーシップ制度をテーマとして取り上げることとしております。本セミナーについては、現在も参加申し込みを受け付けております。本日、セミナーのチラシも皆様の机の上に配布しておりましたので、委員の皆様におかれましては参加のご検討と、職場や身近な方への周知についてご協力をいただければと思っております。

さらに、11月頃からは関連する民間事業者などへの説明を行いたいと考えておりまして、今後、各団体との調整を進めていく予定としております。

そして12月の議会定例会には、条例案を上程し、可決された場合には、1月以降に職員に対する研修を複数回実施するほか、市民の方々を対象としたセミナーの開催も予定しております。職員研修については、窓口の担当職員やサービス提供に関わる部署の職員を中心に、制度の運用が始まった際に意図せずアウトティングをしてしまうといったことがないよう周知を図ってまいりたいと思っております。

以上が事務局からの説明となります。条文の変更点やガイドブックの案につきまして、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

高橋会長

ただいま、事務局から本日の資料についての説明がありました。条例、規則の案については、自治体間連携を取り入れること、記載事項変更の項目に通称に関する内容を入れることの2点について修正したいとのことでした。また、制度の周知のためにガイドブックを作成したため、これについてもご意見をいただきたいとのことでした。今後のスケジュールについては、12月議会に上程し、令和7年4月1日からの施行をしたいとのこと、その間に議員説明会の開催や職員研修の開催、市民向けセミナー等による周知活動を行うとのことでした。

まず、条例、規則の案についてご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(発言する者なし)

高橋会長

特にないようですので、この修正については了解したということといたします。それでは次に、ガイドブックや今後のスケジュールについてご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

渡邊委員、よろしくお祈りします。

渡邊委員

ガイドブックをぱっと見たときに感じたこととして、字が大きくていいなと思いましたが、全部の字が同じ濃さで書かれてあるんですね。多分ガイドブックを見る人は隔々までしっかり読まれると思うのですが、全部が同じ濃さなので、特に目立たせたい部分の字の濃さとか大きさを少し工夫した方がいいのではないかと思います。例えば5ページのアウトティングについてのところで、個人のジェンダーアイデンティティや性的指向などについてから始まって、最後に「本人の同意なく第三者にアウトティングすることは絶対にしてはいけません。」と書いてあります。ここで一番言いたいのは下線を引いたところだろうと思います。なので、例えば、この最後の二行を一番上にして少し大きくするなど、注目してほしいところを目立たせるように変えた方がいいのではないかなと思いました。

あとは今後のスケジュールについて、11月中旬に市民対象のセミナーとして「市民のつどい」の説明がありましたが、前回の審議会でも意見を申し上げたんですけども、昨年までの「市民のつどい」には全て参加してきて、結果的に女性団体ネットワークの会の人はたくさんいらっしゃいますが、ネットワークの会以外の方というと数人しか来られなくて、特に男性が少ないという状況があります。去年は男性の参加は2人でした。前回の審議会でもアピールの仕方をもっと工夫した方がいいのではないかなということをお話ししましたが、今回はアピールの仕方をどのように工夫しているのかお聞きしたいと思います。

高橋会長

ありがとうございます。1点目のご意見はガイドブックの表現について、文字などにもう少しメリハリをつけたらどうかということですね。2点目は市民のつどいの周知に関して、今年から始めた工夫はあるかということでした。

事務局お願いします。

大竹地域づくり課
長補佐

ご意見ありがとうございます。渡邊委員からお話をいただきましたように、5ページ目のアウトティングについてというところが私どもとして一番見て欲しいと考えたところです。この点につきまして、確かに色を濃くしたり、配色を工夫するというやり方もあるかと思います。ただ一方では、資料の作り方等の研修を受けた際に、2色以上の資料について、どこを見ればいいのか分からなくなることもあるということでご

ございました。私どもとしましては、そういった点も踏まえて考えまして、他市の例も参考にしながら、このような配色、レイアウトとしたところでございます。これから議員説明会等も行いますので、その場でもご意見を伺ってまいりますほか、職員にもこれに基づきまして説明してまいります。いただいたご意見も参考にしながら、一旦はこれで作りませんが、以前の審議会でも申し上げましたように、これから内容は変わっていくと思います。例えば、提供できるメリットであるとか、連携する自治体も増えてくるということも考えておりましたので、その際に内容のアップグレードは当然必要になると考えておりました。そういった折に触れまして、見直しは行ってまいりたいと思いますし、男女共同参画審議会の場でもご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。貴重なご意見ありがとうございます。

続きまして「市民のつどい」でございますが、広報についての新しい取り組みということは正直言ってございません。以前の審議会でも申し上げましたように、女性団体ネットワークの会の方々の参加が多い、その一番大きい力は、女性団体ネットワークの方々のロコミの力によるところだろうと考えております。ただ、前回も申し上げましたように、共催により事業を行っているところでございますので、私どもといたしましても振興センターやまなび学園、文化会館などの市の施設ですとか、青年会議所や農協女性部などの団体の皆様にもお配りをしております。本日、委員の皆様のお机にもチラシを置かせていただきました。繰り返しになりますけれども、直接知っている方から声をかけられるというのはやはり効果があると考えておりますので、委員の皆様は大変お忙しいところは存じておりますが、チラシについては追加で皆様方にお渡しすることも可能でございますので、お知り合いの方々などにもお声掛けをいただければ大変ありがたいところでございます。想定されるところには市からもお願いをしてございますが、こういったところにも必要ではないかというところがあればご意見をいただきたいと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

なお、以前、メディアの力も使った周知という意見もいただいておりましたがFMでの放送を行っているほか、市ホームページにも一度掲載した後に、再度新着情報に載せるといったことは行っております。

渡邊委員

以前に委員のどなたかがお話しされていましたが、例えば区長会の集まりでこんなセミナーがありますよと呼びかけするということではできないのでしょうか。やはりパートナーシップ制度について周知するということは、すなわちLGBTQについても理解してもらうことに繋がりますので、チラシの配布先が増えたのは良かったと思いますが、いろいろな人たちが集まる会議の場に行って、一言お話しすることはできないのでしょうか。

大竹地域づくり課 長補佐

前回の審議会でご意見をいただきましたのは、民生児童委員の方々にもということでもございました。今回、民生児童委員協議会の場には、私どもが直接行って説明することはないのですが、チラシの配布をお願いしたほか、補足の説明原稿もお渡しして趣旨の説明をしていただくこととしております。前回ご意見いただいたところでございましたので、そのような取り組みをさせていただきたいと考えているところでございます。

渡邊委員

民生委員はとても良かったと思います。それ以外にも、地域の上に立つ人とか、いろんな組織の上に立つ人の集まりでもお話ししていただければいいと思います。

大竹地域づくり課 長補佐 そういった方々がお集まりになるのは振興センターだと想定しており、それで先ほど振興センターにもお願いをしていると申し上げたところでございます。よろしくお願いいたします。

高橋会長 早野副会長、お願いします。

早野副会長 パートナーシップ制度が導入されることについて、市民の皆さんから、その後何か声があるかなということが知りたいです。知っている人達や理解のある人達はいいのでしょうけれども、目的にあるように事実婚や同性婚の方々などが生きづらさや不便を解消する、軽減するための制度であって、それを推奨するものではないよねという声を結構聞きます。多様な人達がいるからこういう制度を進めていくのだというのを、まだよく理解されていない方々に知ってほしいと思います。

山下梓さんはLGBTの専門家なので講師をお願いすることはいいと思うのですが、せっかくやるのであれば、例えばこのチラシを振興センター集まりの場で配ったり、あるいは置いてもらったりするときに、来年の4月から条例として運用されることですからと謳った分かりやすい見出しがあった方がいいと思いました。以上です。

高橋会長 ありがとうございます事務局、お願いします。

大竹地域づくり課 長補佐 ご意見ありがとうございます。ただいまご意見いただいた点でございますけれども、花巻市につきましては、条例で制度の導入をしたいということでございます。条例で導入するということは議会にかけるということでございますので、やはり議会の議決をいただくまでは4月から導入をするということは申し上げられません。決定をいただくのは、市の内部決裁ではなく、皆様方の代表である議員の皆様にご議論をいただくこととなります。LGBTの方々につきましては、審議会の場でも度々申し上げておりますように、人口の3%から10%ということで多数派ではありません。そういった状況、まだ理解が十分ではありませんので、先ほど早野副会長からご紹介をいただいたようなご意見をお持ちの方もおそらくたくさんいらっしゃると思います。様々なお考えがある中で、そういった状況であるからこそ、市の内部で決める要綱ではなく、条例という形で提案させていただいて、議員の皆様にご議論いただきご決定いただきたいと考えたものでございます。大変貴重なご意見をいただいたと考えておりますが、この点趣旨をご理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

高橋会長 それでは、晴山委員お願いいたします。

晴山委員 パートナーシップについては、これまで複数回審議してきているわけですが、このように立派にできたのは素晴らしいことだと思います。ただ、これをどうやって周知していくかというのが一番のポイントだと思います。

「市民のつどい」がございましたけれども、女性団体ネットワークの会でテーマとしてパートナーシップ制度を取り上げることに決めたわけですが、なかなか女性団体ネットワークの会でも人を集めるのが大変です。各団体から何名ずつと割り振られて人を集めている状態ですが、それすら大変な現状でございます。主催団体は女性団体ネットワークの会ではございますけれども、広く公募して枠をもう少し広げてもいいのではないかと思います。そのためにどうやって周知するかというのが、また問題になりますが、各地区の振興センターやホームページで周知しているといいますが、振興センターに行く人も限られておりますし、ホームページも高齢者は見ない

と思います。周知をどのようにするかというのは、議会で制度の導入が決定してからのことですけれども、もう少し考えていかなければならないことだと思います。この条例は、何度も審議をして素晴らしい内容になっていると思いますので、良い方向に行くようお願いしたいと思います。

高橋会長

ありがとうございます。それでは、事務局お願いします。

**大竹地域づくり課
長補佐**

ご意見ありがとうございます。ただいま晴山委員がおっしゃられましたように、周知というのは本当に難しいことだと考えております。我々もできる限りの手段を考えてやっており、パートナーシップ制度を条例で導入しようとするに当たっては市民参画として、パブリックコメントの実施や地域協議会などの場でもご説明をさせていただきました。この数の意見では少ないのではないかとといった見方をされる方もいらっしゃるかとは思いますが、この市民参画を通して、条例で制度を導入するということを市として表明したことによって、ある程度は関心を持っていただけたのではないかなと考えております。また 12 月には議会に上程をしたいと考えており、議会に上程するという、その上で可決いただけるのであれば、今のところ条例による導入は東北地方では初ということになりますので、ある程度は報道もしていただけないかなと考えております。この制度の導入につきましては、制度を導入して終わりではなく、昨年度策定をいたしました第3次男女共同参画基本計画の中で、花巻市の男女共同参画については多様性についても取り上げていきますということを載せてございますので、制度制定後につきましては第3次計画の中身とも整合を図りながら、引き続き多様な性に関する理解の促進について取り組んでまいりたいと思っておりますし、この審議会の中でも引き続きご意見をいただいてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

高橋会長

いかに周知させて理解を得るかということが根本的な問題かなと思います。そのほか、ございませんでしょうか。早野副会長、お願いします。

早野副会長

晴山委員のお話しで人を集めるのがなかなか大変ということですが、11月23日の「市民のつどい」について定員何名とは書いていませんが、大体何人ぐらいを考えているのでしょうか。また、参加者同士の意見交換の時間もあるということですが、グループを作ってワークショップをするような形になるのでしょうか。例えば、審議会のように各組織の代表が出てきたりとか、社会福祉協議会の会議のように各地区の人達にも案内を出したり、企業やPTAなどの組織の方に出てきてもらって、その内容を組織に落とし込んでもらうといったことも考えた方がいいかと思いました。各組織から1人は出してくださいみたいにしてもいいのではないかと思いました。

高橋会長

事務局お願いします。

藤村市民協働係長

初めに「市民のつどい」についてですけれども、こちらは女性団体ネットワークの会が主催でありまして、市は共催という立場になっており、事業の中身を検討する段階から一緒に打ち合わせをさせていただいております。今回、中身を決めるに当たって、女性団体ネットワークの会の代表の方から、花巻市でパートナーシップ制度の導入を進めているということで、今年度はこれをテーマにしたいと思うとのご意見をいただいたものになります。私どもといたしましても、団体の皆様の方からお声掛けいただきまして本当にありがたいと思っております。そういった経緯で企画されたものになっております。周知方法やチラシの配布先については、女性団体ネットワーク

の会からの相談も受けながら決めてきたものになります。日程につきましても例年だと平日の開催となっておりますが、今回は女性団体ネットワークの会から、この制度は大事なものであり、平日の日中だと人が集まらないということで、あえて11月23日の祝日にすることで普段来られない方も参加出来るのではないかと考え、設定をしたものになります。参集人数につきましても、例年だと50人程度ですけれども、今回は100人を想定しております。まなび学園の一番大きい部屋を予約しております、女性団体ネットワークの会の方からも100人を想定しているから声掛けを頑張るといってお話もいただいておりますし、市でも普段あまりチラシを置いていないようなところにも置かせていただいたり、チラシの枚数を増やしたりしているほか、広報10月15日号にも掲載を予定しており、広く市民の皆さんが参加しやすいように、こちらの方でも取り組んでいるところでございます。

また、参加者同士での意見交換について、こちらにも講座の進め方についての打ち合わせを一緒にしております、山下先生からは聞くだけではなくグループワークをした方が身に付きやすいというご提案をいただき、8人程度を1グループにしてグループワークを実施することとしてスケジュールを組ませていただいているところであります。中身につきましても、初めてパートナーシップや多様性に触れる人達に向けた内容ということで山下先生にはお願いをしており、多様性とは何かということから始まって、アウティングのことなどステップアップできる構成となるよう考えているところでございましたので、皆さんにもぜひ参加していただければと思っております。

大竹地域づくり課 長補佐

早野副会長からは各組織から何名ずつ出席するよという割り当てを考えてはどうかというご意見もいただきました。私どもでは地域づくりという分野の業務も持っているのですけれども、こういった行事等で人数の割り当てをかけられると困るとい相談をいただくこともございまして、積極的にお声がけをさせていただくものの、何名出してくださいという表現は今回しなかったところでございます。ただ、藤村が申し上げたとおり、呼びかけ等については積極的に行ってまいりたいと考えておりましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

あとは、制度そのものについての周知に関するご意見を複数いただいておりますので補足して説明いたします。前回、年次報告に関する審議会を行った際に、学校の養護教諭部会の方にもお声掛けをしてみてもどうかというご意見もいただきましたので、県の出前講座に関しまして、LGBT理解促進の内容もございまして、そちらについては今後ご相談したいと考えてございます。多様な性への理解の促進につきましては、民間の団体等にも今後、制度の導入に伴ってご協力いただける範囲がないかということで、直接ご説明をさせていただきたいと考えてございます。これは議決後のタイミングになってこようかと思っておりますけれども、そういった取り組みも今後行ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

高橋会長

渡邊委員、お願いします。

渡邊委員

「市民のつどい」というのは、資料No.1の今後の日程の中にも入っているし、男女共同参画基本計画の事業の中にも毎年入っているもので、市民に対するアピールという点では、様々なセミナーもやっていますが、このくらいの人数を集めてやるという点では、これが一番大きいのではないかと思います。なので、男女共同参画ということから考えても、この「市民のつどい」というのは、ネットワークの会がやっていると同時に、男女共同参画の流れの中でやっているものなので、先ほどお話があったように積極的に呼びかけて、人数指定はできないまでも一生懸命呼びかけてほしいと思

います。男女共同参画というのは、確かに市が様々取り組んでいることの中の一つなのかもしれませんが、世界的に考えると全ての分野に影響を及ぼすような非常に大事なことなので、そういう意味で一生懸命力を入れて取り組んでいただきたいと思います。以上です。

高橋会長

ありがとうございました。
そのほか、ご意見ございますか。草木委員、お願いします。

草木委員

ガイドブックについてなんですが、例えば 26 ページを見たときに、フラワーロールちゃんが「詳しくは、それぞれの企業等にお問い合わせください。」と言っていて、スマートフォンを持っている人は、二次元コードから詳しく見えるようになっていますが、皆がそういう人ばかりではありません。なので、例えば、企業等に繋いで欲しい人は地域づくり課に連絡してくださいとしないと親切じゃないと思います。代表の電話番号や担当の連絡先が載るといいなと思います。

高橋会長

それでは、事務局お願いいたします。

大竹地域づくり課
長補佐

ご意見ありがとうございます。26 ページにあります二次元コードを読み込んで調べられる人ばかりではないということで、おっしゃるとおりだと思います。我々もこの点につきまして、どのような表現にするかと考えました。それで次のページには各種相談窓口というのを載せて、見開きでこういったページ構成になるようにしております。相談窓口についても二次元コードの掲載となってしまうんですけども、LGBT相談などができる電話番号を載せておりますし、そのほか総括的な内容につきましては地域づくり課にお問い合わせいただければ、サービス等についてもご説明をしたいと考えております。そういったことを踏まえまして、34 ページになりますけれども、この制度全般に関する担当として地域づくり課の連絡先を載せさせていただいておりました。そういった意図で考えたところではありますが、ただいまいただいたご意見につきましては、制度の運用まではまだ時間がございますので、先ほど申し上げましたようにこのガイドブックにつきましては、ご意見をいただきながらアップデートしていきたいと考えておりましたので、検討させていただければと思っております。

高橋会長

ありがとうございました。
そのほか、ございませんでしょうか。平賀委員、いかがでしょうか。

平賀委員

周知をしていくというところで、セミナーの実施などとてもいいことだと思いますが、難しいところもあると思います。いただいたチラシについては、社会福祉協議会に来られる方も限られた人ではありますけれども、一般市民の方も来られますのでチラシを置かせていただきたいと思います。

スケジュールの中で、セミナーの実施と併せて、民間事業者等に対する制度の説明とありましたが民間事業者というのはどういうところを想定しているのか、具体的なところを聞かせていただければと思います。

高橋会長

ありがとうございます。事務局お願いします。

**大竹地域づくり課
長補佐** ご意見ありがとうございます。また、周知にご協力くださるといことで、大変ありがとうございます。

想定している事業者といことでございますけれども、まずは商工会議所に相談に行きたいと考えております。具体的にこの分野といことは、今現在想定していませんが、総括的に商工会議所と相談してまいりたいと思ひます。先例市に伺った際には、不動産事業者の方々にご説明に行ったといことはお伺ひしておりましたので、そういったところについても相談できる窓口があるものかどうか、その点も含めて商工会議所に相談してまいりたいと考えているところでは。

高橋会長 それでは、高橋委員お願いいたします。

高橋委員 ガイドブックは一通り見させていただきまして、非常によくできているなと思ひついて、今日の審議会でご様から出た意見を受けてブラッシュアップすることで、さらに良くなると思ひますので、修正を確認していただき、皆さんに公表していただければいいと思ひます。

DVの関係で気になっていた点がありまして、メディアとかネット動画では、最近では男性が受けるDVも多いという話も耳にします。花巻でそういった問い合わせがあるのかは分かりませんが、男女が平等になって、男性が女性からDVを受けるというケースの相談も出てくると思ひます。なので、今後はそうした点にも目を向けて、男性の相談窓口みたいなものを作っていくことも一つの検討事項かなと思ひております。いち早くLGBT差別がなくなり、DVがなくなることを願ひておりますので、今後もよろしくお願いいたします。

高橋会長 ありがとうございます。DVの話題が出てきましたが、竹内委員いかがでしょうか。

竹内委員 DVの問題の中で、実際に男性が女性に暴力を振るわれるとい相談はあり、花巻でもあります。あとは精神的なDVを受けている男性も実際におります。なかなか男性は相談しにくいとい部分があるので表面化しにくい部分はあるのですけれども、実際にはやっぱり男性でも警察に相談にいらっしゃる方もおりますし、男性の相談窓口としてはこちらに書いてある男女共同参画センターと、もりおか女性センターでも男性が相談できる日が決めてありまして、予約制ではありますがそちらを紹介したこともありました。DVといのは、平等ではなく、自分が優位に立っているといところから出てくる行動ですので、お互いに平等だ、対等だとい意識で生活できるようになっていただきたいと思ひます。

それからガイドブックを見まして、非常に分かりやすくなっていると思ひました。条例の制定とガイドブックの策定を一緒に進めてこられた事務局の方々のご苦勞のおかげかなと思ひております。

高橋会長 ありがとうございます。高橋委員お願いします。

高橋委員 竹内委員のお話を聞いて、相談窓口の中には男性用の予約をする時間帯があるといものも、ぜひ記載していただければいいと思ひます。よろしく申し上げます。

高橋会長 それでは、八木委員いかがでしょうか。

八木委員

感想を述べさせていただきますと、条例化を目指している中で、周知の方法の議論がされたと思いますが、議会での承認が大事だと思うので、条例化してからの周知をいっぱい広げてもらうというのでもいいのではないかと思いました。例えば、広報で特集組んでもらうということもできると思うので、今の時点でできることと、条例化になってからできることを分けて考えてもいいのではないかなと感じました。

高橋会長

ありがとうございます。皆様から一通りご意見を拝聴いたしました。

いろんな論点が出てくるわけですが、全般的な方向としてはガイドブックに対しては特に異論はないということだったと思います。ただ、制度を実施したり周知したりというところでは、さらに工夫をしてほしいということかと伺いました。

私の個人的な感想を述べますと、用語解説のところで、例えば性的指向の説明が「恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向」となっていますが、これを読んで分かるのかなという感じはいたしました。これは法律の内容そのままとなっており、余計な加工をすると解釈上の問題が出るといったこともあるとは思いますが、もう少し市民に分かりやすい表現にしてもいいように感じました。

大竹地域づくり課
長補佐

ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、難解な言葉が並んでしまうということで担当の方でも悩んだところではございます。その上で、やはり先ほどと同じ話になってしまいますけれども、昨年成立いたしました「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に関する議論の中でも、性自認という言葉について論戦になりました。これは議員立法によってなされた提案で、議員立法はそれまでは国会での全会一致が原則であったそうですが、これについては反対が出ております。やはり、言葉一つ取ってもいろんな考えがあるということで、私どもとしては分かりやすい言葉を使いたいというところではありましたが、そういった論戦になった部分でもありますので、まずはこの法令の考えに従って作ろうということで、このように作らせていただいたものでございます。先ほどから何度も申し上げておりますように、一旦このようにさせていただきますけれども、今後も様々な場面でご意見をいただきながら、内容を見直してまいりたいと思っておりますので、この場で即答はできませんけれども、私どもとしてはそのような考えで作ったものだということでご説明をさせていただいて、この点も今後の検討の課題とさせていただきますと思います。

高橋会長

ありがとうございます。それでは、時間も迫ってきましたので、ほかにご意見等ございませでしたら本日の審議を終了したいと思います。市当局におかれましては、様々なご意見が出ましたが、それを参考とされるようお願いしたいと思います。

4 その他
高橋会長

続いて、次第の4番、その他ということでございますが、委員の皆様から何かございますか。早野副会長、お願いします。

早野副会長

ガイドブックの10ページ、11ページに掲載されている受領証や受領証カードについて、これはパートナーシップの宣誓した二人を繋ぐものだと思います。どちらかが死亡した場合には返還しなければいけないということですが、思い出として持っていたという人がいた場合に、使用不可であることを記した上で、返還不要とすることはできないのでしょうか。

高橋会長

事務局お願いします。

大竹地域づくり課
長補佐

ガイドブックの 29 ページをご覧くださいと思います。条例第 11 条に受領書の返還を規定しております。早野副会長がおっしゃいましたように、受領証については二人を繋ぐものでございます。そして、法令で認められない関係を自治体が認めるというのが最大の効力だということをこれまで申し上げてまいりました。ご意見いただきましたように、花巻市から認められた証というのを、パートナーの方は残念ながら亡くなってしまったけれども、継続して持ちたいとご希望される方はいらっしゃるかと考えてございます。そこを踏まえまして、第 11 条第 3 項でございますが、宣誓者の一方が死亡した場合において、宣誓者が引き続き受領証の保持を希望するときは、市長は返還された受領証に死亡した翌日以降は使用できない旨の表示をさせていただいた上で、ご自分の記念として持っていただけるようにと考えたものでございます。よろしく願いいたします。

高橋会長

ありがとうございます。その他特にございませんでしたら、事務局の方から何かございますか。特になければ、本日の審議は終了いたしまして、事務局に進行をお返ししたいと思います。本日は長時間の会議へのご協力ありがとうございました。

阿部地域振興部長

大変お疲れ様でございました。本日はガイドブック案、それから制度の周知につきまして貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。条例につきましては、先ほどの説明にもございましたとおり、この後議員説明会を経て、市議会 12 月定例会に上程することとなっております。議会におきまして条例が可決されましたならば、来年 4 月 1 日から制度の運用を開始ということになるわけでありましてけれども、このガイドブックを活用しながら、そして皆様からいただいたご意見を参考にしながら、事業者や関係機関等、市民の皆様への周知を図ってまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

それから、前回の審議会におきましてご意見を頂戴いたしました令和 5 年度第 2 次花巻市男女共同参画基本計画に基づく年次報告書につきまして、8 月 28 日にホームページへ掲載しておりますことを報告いたします。本日はありがとうございました。

5 閉会

藤村市民協働係長

それでは、これもちまして本日の審議会を終了いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。

(午前 11 時 30 分閉会)